

東京ディズニーリゾート特別利用補助要領

千葉県農協健康保険組合

健康保険組合では保健事業の一環として、被保険者並びに被扶養者の厚生施設として、東京ディズニーリゾートと特別団体契約を結び、本要領により補助する。

(利用券交付)

- ① 利用券の交付を希望される方は、「特別利用券交付申請書」に必要事項を記入し、事業所を経由して健康保険組合までお申し込みください。
利用交付の際の混乱を防ぐため、次のとおり交付いたします。

利用期間	受付開始日
24年4月1日～7月31日	3月20日～
8月1日～11月30日	7月1日～
12月1日～25年3月31日	11月1日～

注) 受付開始前の申込書は無効とさせていただきます。

- ② 交付対象者は、当組合の被保険者と被扶養者に限ります。
- ③ 利用券は、1人につき年度内2回交付しますが、一度に2枚の申請はご遠慮ください。
- ④ 利用補助額は、大人・中人・小人とも、一律1,000円です。
- ⑤ 利用券は、交付された方のみ有効ですので、他人に譲渡転売はできません。もし、不正利用があった場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。また、利用日の記入のないものは交付できません。

特別利用券のご利用にあたって

【東京ディズニーランド、東京ディズニーシーのチケット(パスポート)】

- ① 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー正面入口チケットブースにて現金チケットをお買い求めの際ご利用いただけます。
- ② チケットブースで販売している1デーパスポート、シニアパスポート、アフター6パスポート、スターライトパスポート、マルチデーパスポートの購入の際ご利用いただけます。
- ③ チケットブースでは、チケット金額から東京ディズニーランド／東京ディズニーシー特別利用券に記載されている金額(1,000円)を差し引いた価格でチケットを購入できます。
- ④ お1人様1回1枚のみご利用とさせていただきます。
- ⑤ 旅行代理店窓口では、ご利用いただけません。
- ⑥ チケット以外のギフトカード、食事券購入の際には、ご利用いただけません。

東京ディズニーランド・東京ディズニーシー 特別団体利用券と予約観光の併用について

組合の特別団体利用券と指定旅行会社発行の予約観光券の併用が可能になります。

混雑予想日に出かける方は、事前に旅行会社等で予約観光券を購入することをおすすめします。

下記の指定旅行会社で予約観光券をご購入の方は、東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシーチケットブースでチケットと引換えの際、本券をご提出下さい。補助金額分を現金で返金されます。(マジックキングダムカードも併用できます。)

【指定旅行会社】

ジェイティービー・近畿日本ツーリスト・日本旅行・阪急交通社・日本通運・名鉄観光・読売旅行・農協観光・ジェイアール東海ツアーズ・京王観光・ジャルツアーズ・東武トラベル・西鉄旅行・ANAセールス・京阪交通社・ぴあ・ビックホリデー・JR各窓口